

平成29年第5回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成29年5月8日(木) 13時30分から15時01分

2. 開催場所 香美市役所 3F会議室

3. 出席委員 (16名)

会長	19番	原 心一				
会長職務代理 委員	3番	公文 久郎	5番	森安 正		
	1番	三谷 富重	4番	三木 克司	6番	水田 義郎
	7番	上島 陽子	8番	岡田 修一	9番	村田 正博
	10番	宗石 和彦	11番	横山 実男	12番	西岡 久
	13番	堤 昭雄	14番	西村 広幸	15番	小松 和啓
	16番	門脇 節夫				

4. 欠席委員 (3名)

2番 大岸 高晴 17番 山崎 彰 18番 小松 源一

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
	第3号	非農地証明願いについて
	第4号	農地法第18条第1項許可申請について
	第5号	農地法第18条第6項解約通知報告について
	第6号	農地法第4条の規定による届出について(報告)
	第7号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
	第8号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
	第9号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西本 恭久
事務次長	西村 安史
農地主幹	公文 正志
農地主幹	山中 詩麻
農地係長	伊井 英智

7. 会議の概要

開会 (13時30分)

議 長

それでは皆さんこんにちは。ええ、今日は大変お忙しい中、平成29年の第5回目の農業委員会の会にご出席いただきましてありがとうございます。まあ、非常に暖かくなって皆さん方それぞれお仕事大変お忙しいと思えますけれども、ええ、今日の会大変ご苦勞でございますけれどもよろしくお願いをしたいと思えます。本日は欠席届が大岸さんと小松さんとか2名が出ていますけれども、定足数には問題がないと思えますので本日の会を進めたいと思えます。なお、本日の議事録の署名人につきましては村田委員、また、宗石委員にお願いをしますのでよろしくお願いを致します。

ええ、それでは議案に入ります前に事務局より資料の訂正がありますので、

よろしくお願ひします。

事務局 すみません、議案書の方のページ、8ページ。番号3の譲渡人、[]さんの案件ですが、申請地が土佐山田町山田字西野堀となっていますが、これが堀に変わります。三文字、堀がですね堀、漢字の堀っていう漢字です。

議長 三つとも。

事務局 三つとも訂正をお願い致します。

議長 それだけ。

事務局 はい。

議長 はい、訂正は以上ですのでただ今より、議案に入って生きたいと思ひますのでよろしくお願ひを致します。

それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局 農地法第3条の許可申請について説明致します。

1番、譲渡人、[]、[]、譲受人、[]、[]、申請地は土佐山田町佐野字キドヤシキ60番、地目は田、面積は439㎡、譲受人の耕作面積は9,529.85㎡、譲渡理由は高齢化、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転売買、資料は1で、10a当り455,580円で総額200,000円です。

2番、譲渡人、[]、[]、譲受人、[]、[]、申請地は土佐山田町宮ノ口字六反田1095番地1、地目は田、面積は541㎡、外1筆、計2筆合計1,382㎡、譲受人の耕作面積は4,304㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は2で、10a当り200,000円で総額276,400円です。

3番、譲渡人、[]、[]、譲受人、[]、[]、申請地は香北町永野字前野西112番、地目は畑、面積は211㎡、譲受人の耕作面積は3,013㎡、譲渡理由は親族への贈与、譲受理由は親族より受贈、権利の種類は所有権移転贈与、資料は3です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと思ひます。
以上です。

議長 はい、以上説明を終えましたので、ただ今より質疑を行いたいと思ひますが、何かご質問はありませんか。

はい、部分説明があります。

事務局

部分説明を致します。2番につきましては以前譲受人が香南市で違反転用がありました、ええ、今回解消されておりますので、まあ、その点については香南市の農業委員会から通知が来ております。3番ですが、3番については以前ここに建物がありました、現在は取り壊しており、農地として利用する事が可能となっておりますのでご審議お願いします。

議長 　　という補足説明がありました。これも含めまして皆様方にご質問をいただきたいと思いますが、何かありませんか。

委員(9番) 　　1番の。

議長 　　はい。村田君。

委員(9番) 　　■■■■君は、はや高齢化。高齢化ではないがやろう。

議長 　　ん、もう70よや。

委員(9番) 　　はやもう高齢化かえ。

事務局 　　まあ、そこは本人のまあ、理由ということで。

議長 　　まだ70にはなっちゃあせんと思うけどな。

委員(9番) 　　まだ、まだなっていないと思うけど。

議長 　　まあ、個人差があるき。
まあ、そういうご意見もありますけれども、地元の人はどうですかね。
まああのう、本人からの申告というか、あのう、なればですね、なかなか判断しにくいところであろうかと思えます。例えば、何か病気を持ったとかゆうような事があるかもわかりませんので、そここのところはちょっとまあ。結論は出しにくいと思えますけど、本人の、まあ、自主申告ですので。格段ありませんか。ええ、ないようですので議案第1号につきまして採決をしたいと思えます。ご異議ございませんかね。

— 異 疑 な し —

議長 　　はい、それでは議案第1号農地法第3条の許可申請について賛成の方の挙手をお願いします

— 全 員 挙 手 —

議長 　　はい、全員賛成です。有難うございました。
ええ、続きまして農地法議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局 　　議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。
申請人、■■■■、被相続人、■■■■、相続人、■■■■
■■■■、申請地は香北町太郎丸字山崎口496番1、地目は田、面積は370㎡、
転用目的は資材置き場、建築面積は0.00㎡、区域区分は農用地、開発行為は不要、資料は4、調査員は小松和啓委員です。なお、申請地は農用地地域内にある農地になります。
以上です。

議長 　　はい、すいません。補足を小松委員さん、お願いします。

委員(15番) 　　はい、ええ、長い間、あの、心配とご迷惑をおかけしましたが、農地の無断使用の詫び状と、それからあの、申請の用紙が出てまいりましたのでお送りさせていただきます。

議 長 はい、ええと、それでは議案第2号の第4条の許可申請についてですが、あのう、質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。
はい、どうぞ。

委員(5番) その何か経過なりあると思うけど、このええ転用したら3年だったかね。

議 長 はい、一応、一時転用でゆう事でしたよね。

事務局 はい。

議 長 3年間のまあ、以内に、まあ、一時転用ですので一時転用から、まあ、削除せなあいかん事になるわけですけども、一応3年間のことはきちっとお伝え頂いてますかね、本人に。

事務局 はい、あのう。

委員(5番) どんな感じ。

事務局 ■さんもこの申請、実際、気にされてまして、この間、あのう、5月の1日頃ですか、今度、委員会かけてくれるろうとゆう話に来られてて、まあ、一時転用やき、3年内に、あのう、農地に戻さんといかんよとゆう話したところ、もうほんでやりゆうやんかと実際、あのう、ご覧になった方がいるかと、多少山が、あのう、富士山から三嶺くらいに落ちてきてるんで、あのう、1年、今年中には無理やけど、まあ、3年は引っ張りとうないとご本人は言っていました。

議 長 はい。

委員(5番) 出来にゃあ、もうね、一番見えることもあるし。

事務局 ま、けどかなりもうね、あの、やってらっしゃるみたいなので大丈夫と思いますけど。

委員(5番) かなりっても山はあるで。

事務局 ううん、ほんで多分、今年中は無理かなとご本人曰く。あとそれと、まあ、ちょっとご本人から、もうあともうちょっと、3人さん位からあの辺りのちょっと北っかわ、国道をほんで北っかわ、ご自分がハウスをしゆう辺りとかをちょっと買いたいみたいでやっばし、この案件を片付けんと、まあ、いかんてゆう事はほんとにわかってらっしゃるんで大丈夫です。

委員(5番) まあそれ、この人に特に言うつもりはないけど、やっばり、あの、はっきりね、3年の内にやってもらう努力をしてもらいたい。

事務局 よく香北支所においでになるので、私もちよくちよく言ってますんで大丈夫と思いますけど。

議 長 まああのう、お話を聞くと13年間経ったというふうな事ですので、まあ、あのう、その13年間手付かずだったとゆう事で、まあ、自分もですけど、■君もですね、気にはしちゆうと思います。また、あのう、さっき話を聞くとハウスの周辺で取得をしたいという農地があるとゆう事ですので、まあ、それはぜひ、やっちょかんとよね、なかなか後々の時に、また、会議の時に許可に

ならないとゆうような事もあろうかと思しますので、まあ、そこは十分に注意していただけたらと思いますが、地元の委員さんはすみませんが、まあよく注意をしようして下さい。よろしくお願ひします。はい、門脇君。

委員(16番) 議事録に載せる必要はないですけど、この場合、そのあの方、高さを抑えていきよらあね。それはやっぱりその、どうゆうたらえいろう、0になるのか高さで、こう平らにして畑にしたら。

事務局 いや、あの■■■さんには、完全に農地に戻してってゆう事で話をしています。うん、ちょっと残っちゅうとかまあ実際、農地じゃないでしよってゆう状態ではいかんて言ってます。

委員(16番) まあ、畑の場合はかまんでしよ。

事務局 かまんです、かまんです、田でもなくても畑でも。

委員(16番) その場合にほんで、ある程度高さがあつて畑にしても。

議長 そこはわからんでもないです、そこは門脇君の言うことはですね、例えば石を上の方を退けて平らにして、その上に土を置いて果樹でも作れば畑ですので、農地には、多分、そこはそれで認めざるおえんと思ひます。それはいかんとは言えんと思ひます。元の高さまで下げえとかゆう事はいかん、言えんと思ひます。

委員(16番) わかりました。

議長 柿の木でも植わつたらですね、畑という判断もそれ仕方がないかもわからん。

委員(16番) その場合、それほど見通しが悪いとゆう事で、これもあの、言葉にして言うてあると思ひます。そこへそういう柿の木とか植えられたら結局見通しが悪うなってくるので、そこらをそう言うたやないかと言われるとそんな物植えられると困るんじゃないろうかと、まあ、野菜物であればね、そんな何はないけどね。はい。

推進委員(10番) すいません、石は、あの方、3年以内には何とか始末するけど、この土の場合は、その今言うたようにこないだ話を聞いたら、土は、ほんでもう、野辺にして、もしちょっと残つたら野辺にして畑みたいにして、あの方、石の方じゃなくここは土の方はそういうのでも、もしかしたら余つたらそうゆうふうにして畑にしたいて言うて、それでもかまんですかね、この間ねえ門脇さん、そうゆう話やったから。田じゃあけん畑と言う。

議長 それは問題ないと思ひます。

委員 ないですか。はい、わかりました。

推進委員(10番) 石はねえ、だいがもう、土もだいが退きました。

議長 ええと、他にご質問はありませんか。まあ、一応3年間という事ですね、許可をさせてもらいたいと思ひます。そういう事でお願ひしたいと思ひます。ええと、無いようですので、議案第2号農地法第4条の許可申請についての賛

成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして、議案第3号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事務局 議案第3号、非農地証明願いについて説明します。
1番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は土佐山
田町字須江野開608番3、地目は田、面積は32㎡、外1筆、計2筆で合計
222㎡。非農地化した理由は、昭和45年3月25日から宅地への進入路と
して利用し、現在に至る、調査員は西岡委員で、資料は5です。
以上です。

議長 はい。ええ、補足説明、西岡委員、すいません、お願いします。

委員(12番) はい、ええと、あのう、資料5の写真ですが、写真見てもらったらわかりま
すが、この奥の2階建ての家を昭和45年に建設して、その進入路として、
現在まで利用してるようです。それであのう、現状を見てもらったらえいよう
に、もう、なかなか元に戻すっていう様な状態ではないですので。あのう、判
断致しました。
以上です。

議長 はい。ええと、説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思
いますが、ええ、ご質問はありませんか。これはもう進入路がのうなったら家へ
入れんがやお。

委員(12番) 入れんですね。

議長 最初から建てる時に、けんどう、進入路がないずつ建てる許可をたてた方
が間違いよ。空飛んで行かなあいかんろうが。そりゃあ、その時に建築確認す
る時に。これ道路幅はどればああるが。

委員(12番) これは普通車がゆっくり入る、まあ、2t車が入れる位。

議長 けど、接道要件っていうのがあるがやろう、家建てる時は、その当時はなか
ったろうか。

委員(14番) なかったかもわからん。4mじゃ、なんじゃ。

議長 ええと、格段ご質問がなければ採決に入りますが、構いませんかね。はい、
それでは、ああ、議案第3号非農地証明願いにつきまして賛成の方の挙手をお
願いします。

——全員挙手——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
ええ、続きまして、議案第4号農地法第18条第1項許可申請についての説明
をお願い致します。

事務局 はい、議案第4号農地法第18条第1項許可申請について説明します。
1番、貸人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、借人、XXXXXXXXXX

■■■■、■■■■、申請地は土佐山田町字浜道ノ東743番、地目は田、面積は3163㎡、解約等の種類は解約、解約理由は借人が信義に反した行為を行ったためです。

以上です。

議 長

ええと、すいません、後の、これはどうする。はいはい、すいません、次長の方からちょっと補足します。

事務局

資料のすいません、6からちょっと見て頂いてこの案件はですね、今年の4月1日に、あのう、農業委員会の方で諮問して、一応可決っていうか、まあ、構わないという意見を頂いた利用権設定の件で、合意、通常解約っていうのは合意解約で今までやってますけど、これについては、貸人の1人による申請という事で、ええっと、許可申請というものになります。で、最終決定するのは県許可になります。合意ではないですので、あのう、県の方が決定すると、申請者は■■■■さんという事です。で、当初の、この利用権設定の契約はですね、20年の契約で年間33万円の借賃料で事で、ま、■■■■さんに貸されていたという事です。ま、今回、ええ、申請があったですね、解約申請書なんですけど、その中の解約を■■■■さんの、まあ、解約、解除したいという理由っていうのをですね、資料の6の2に添付しております。で、その中で、ちょっとまあ、その解約になる可能性がある部分について下線をつけております。ちょっと読ませて頂きます。しかしその後、貸人の所有するワイヤーとスコップを、借借人に無断で使用され破損されてしまった。また、ビニールハウスに使用するビニペット、金属製のビニールの留め具も約800m分も勝手に使用されていた。貸していたのは、あくまでも申請地とポンプとハウスのみであるというような事で、ま、無断で使用したという事を理由にですね、賃貸借の契約の解除を、まあ、申請してる事です。であの、事務局の方で、借人から、ちょっと、まあ、事情、話をそれが正当なものか、まあ、正しいものかという事がわからないので確認はしております。ええ、借人からの話では、資料6の2の下段になりますが、ええと、元々そのハウスに木がもう生えておって、資料6の3の方の写真を、ちょっとわかりにくいですが、木がちょっと生えているようにも見えます。これは、平成26年航空写真、という事で、あのう、■■■■氏がですね、まあ、ワイヤーとスコップを貸してくれた。スコップは持ち手の木が腐っておって、ワイヤーは切れていたと、ワイヤーは、まあ、木をこう除去するために使ってもらったという事です。でまあ、そのワイヤーが切れたかどうかで事で、6千円の修理代を弁償、弁済してですね、息子さんから領収書をもっているそうです。領収書については、もう、事務局で確認をさせて頂きました。また、あのビニペットについてはですね、まあ、借人の話では、ビニールハウスに付随している物で、貸借物、借りているものと認識していた、しているという事です。ビニペットは80m、800mではなく、100から200mくらいだったと思います。でまあ、使っているのは、上部にあった物、ビニペットを同じハウスの横の方にちょっと50cm位下げて取り付けて、まあ、1人でやった訳じゃなく、まあ、一緒に作業していた者もいるという事です。資料の6の3の下の方が、ええと、今■■■■さんが、耕作しているビニールハウスの一部でビニペットというのはこの、まあ皆さんの方がご存知なんですけど、金属の部分の6m物の部分を言うそうです。ま、ただあのう、真偽どちらが正しいかかって証拠がないので実際は、まあわかりません。ただあのう、貸人の意見と借人の言い分が異なっているって事はわかります。で、ええと、このですね、18条の第1項の許可申請になるんですが、これのまあ、判断基準っていうのを資料6の4に出ております。この判断基準はですね、まあ、信義に反した行為があればですね、あのう、解除理由になるという事です。例えばですね、借借人の借賃の滞納、無断転用、田畑転換等の用法違反、無断転貸、

不耕作、貸貸人に対する不法行為等が、まあ、あればですね、解除の対象になる。今回はこの不法行為に当たるかどうか、不法行為とは、まあ、窃盗とかですね、という事が不法行為に当たります。事實は、まあ、写真とかあるわけでもなくですね、あのう、ええ、貸借目録がある訳でもないの、もう、双方の認識が違うっていうのはわかっております。で、事務局としましては、不明であるので、あのうまあ、貸人が無断使用したかどうかというの立証されてないので、申請者から、まあ、事實認定はできないというふうに判断しております。以上の内容を踏まえてですね、ご審議の方をお願いしたいと思います。

議 長

ええ、すみません。なかなか判断基準が難しいかわかりませんが、皆さん方に、そういう事で判断していただいでですね、ええ、香美市の農業委員会としてはこれをどうゆうふうに扱うかと結論を出したい。ただ、あのう、この問題についてはですね。新聞にでも出たような問題が、ひとつ発生をしたという経過がある訳です。あのう、ご本人の■■■■さんの言われることも、私も何度もお話もしました。ええ、話もしましたけど、なかなかご理解を頂けるところがあるがです。一番最初には、どういういきさつで貸したのかは私もはっきりは聞いておりませんが、ええ、■■■■さんの息子さんがおりまして、ま、その人とそれから近くでニラを作っておる方の息子さんとお友達というような事もあって、■■■■君が、まあ、ハウスを、ニラを作りたい、ハウスを探しよったという事で、たまたまその話が出来てですね、農業委員会にこうして20年間の契約というような事で、まあ、28年の4月にで出て来てます。ほんでまあ、私らあもですね、■■■■さんがもうずいぶん耕作放棄にしてですね、放ってあったハウスですので、もったいないなという思いもあってですね、誰か借りてくれる人がおったらいいのにねと、という思いもしてました。ただ■■■■さん本人が言うのには、なんかあのう、土へ、そのハウスの中へですね、どっかにあったヘドロとか何かよくわかりませんが、何かかなり量を入れたという様な事で、もう、その人やっこネギを作っていましたけど、ネギが作れなくなったというふうな事ですね、作っても作っても最後まで採るようなネギにならないというふうなことで、まあ、そのう、放ちよったと言うがです。ほんで現実、ずっともう、あのビニールも破れたそのままにした形で放ってますが、その後いろいろ問題が発生をしてですね、私も2回ほどハウスへも見に行きましたが、現在ニラは順調に、ま、あのう、育ってます。今湧いてません。ま、1ヶ月くらい前に行きましたが、順調に育ってます。あのう、管理もですね、あのう、十分にされゆう、ま、ハウスになってますんで、まあ、どういうか、貸し主が、まあ、あの人は借ちゆう人がきれいに管理をせんずつ、まあ、何か変な作り方をしちゆうとかいうふうな事には決してなってません。作りゆう人もお金を取らなあいかなと思えますのできれいに管理してですね、出荷をしゆうと思いますが、ただあのう、なんかええ、この文書へも出ちゆうようにその縁へ置ちよったスコップとワイヤーを、置ちよったらそのワイヤーが切れちよったと、まああのう、無断使用をしたという事についてはですね、本人も認めちゆうと思えますが、その後ワイヤーをですね、ええ、■■■■さんがその修理とか切れたところを直してもらうのに、ま、高知まで行って、ええ、金かかったというような事で、それとスコップと折れたっていう事ですけど、まあ、もうほとんど折れかかちよったようなスコップかどうか私も見てませんけど、まあ、その弁償はしたという事で6千円ですね、まあ、弁償代という事で済んだのか済まんのかそれはわかりませんが、ワイヤーもどんなワイヤーでよね、どれくらいのお金がかかるようなもんかはそれは知りませんが、それで領収書を添付してですね、ええ、付いてますのでそれだけの弁償はしちゆうと思えます。

そこであの、その事がうんとかう頭にあつて、ええ、「あいつは気にいらん」という感じですね、■■■■さんが、もう、あの貸すのを嫌やき返して下さいというふうな事で農業委員会にも何度も足を運んで来てですね、話をしていますが、

最終的には、ああ、代書屋さんで文章を書いてもらってですね、知事に送り宛ての、文書が作成されて出てきてます。それでまあ、県は香美市の農業委員会がどうするかによって県の担当、あ、判断も変わってくると思いますけども、まあ、今日は皆様方にそういうことについてご協力を頂きたいと思いたすが、ビニペット、皆ハウス知っちゅうき、知っちゅうよね、ハウスへセットされてます。それを勝手に使うたと言いかえと、ただね、ええと、写真の下段にビニペットをサイドにビニペット3本通ってます。下の端、中間、それから上の端、矢印のところ、その矢印のところのビニペットの位置をちょっとずらしたらしいんです。どっちにあったのを下にしたのか、下にあったのを上に上げたのか、ちょっとそこはわかりませんけど、それを、まあ、言うたら勝手につついたと、それから、あ、この中にですね、ビニペットの長さが、ええと、800mと書いてちゅうわね、これはね、多分800mあると思います。というのは、ええと、このハウス、3連棟と2連棟、ほんでサイドに1、2、3本、全部サイドには1、2、3本使ってます。ほんで6箇所、ええと、1、2、3、4箇所への3倍よね。それと2連棟の分は天窓に、窓にサイド換気するのに1列、2列。それから3連棟のは2箇所。サイド換気に、天窓に付けてますので、それが2箇所付け、4箇所付いてますんで、私、このハウスがなんぼかはっきり、よう把握しちやあせんけど、大方800mあらあせんろうか、それは最初から■■■■さんがセットをして付いた物をそのまま使こうちゅうがであって■■■■君がどっから持ってきて付けたわけでもないし、それから、天窓の分は移動したわけでもないし、サイドの上の端の方をちょっと移動したと言うがやけど、これを■■■■さん曰く、ハウスのパイプと、まあ、柱とかパイプ、アーチは貸しちゅうげんと、ビニペットは貸しちやあせんという言い方をするがです。それはおかしゅうないかえと、よくわかりません。まずそういう事があってですね、そのあ、最終的には、代書屋さんを書いてもらうた文書もですね、ビニペットは貸しちやあせんと、ほんで、それを勝手に使いゆうと言うがですよね。ま、それを言われても妙にいかんがと思うがですけど。まあ、皆さん方から、ここいろいろとご意見を賜ってですね、これをまあ、あ、申請が来ておる申請通り、これを返さないかんと判断するのか、まあ、あ、返す必要性がない20年間の契約をしちゅううんで、20年間は貸す必要性がありやあせんかと、それからあ、■■■■さんも農業者年金を貰う絡みで、農地については息子さんの名前に名義変更をしちゅうがやね、名義変更というか貸しちゅうがやね、稲らあも全部息子さんの名前で作りゆうと、ほんでこのハウスもですね、まああ、貸さんと自分が耕作するという事になると農業者年金の上乗せ分が停止になるというふうな事で、お金の問題じゃないと言われりやあ、それまでですけど、まあ、そういう事ですね、その話もしてますけど、本人が分かったか分からんようなそういう感じですよ。ほんでま、あ、20年間の契約についても本人は「おらあそんな20年も長い間貸した事はない」とか言われるんですけど、文章ではちゃんと出てきちゅうよという事は伝えてありますんで、それはもう私もその■■■■君がきれいな作をして作りやあせん、まああ、ほったらかしみたいな感じで作りゆうやったら、まあ、■■■■君に、もうちつとどうするかははっきりしてもろうて、それでよう作らんという事であれば解約という事になっても仕方ないと思いたすけど、ま、あ、管理はちゃんとしてですね、ええ、作りゆうという判断は、私はしてますんで、まあ、ひとつそのところで皆さん方に協議を頂きたいと、はいどうぞ。

委員(3番) あ、何点か分かってないんで、ちょっとお聞きしたいんですが。

議長 はい。

委員(3番) 一つ目はですね、ええと、28年の4月1日に許可が出ておりますが、この

時点で、ええ、賃借料の33万円となっておりますね、これは年度末の支払いという事になってますが、これは支払いをしちゅうかどうかわかりますか。

議 長

はい。それもですね、暮れになってきて、いつの頃かは知りません。暮れが近い段階で金をくれえというふうな話もありました。それから、はたしてこの人はお金を確実にくれるろうか、不安なというような事で委員会にも、ほんであのう、農業委員会ですね、事務局等にですね、保証人がおるがよと、確実にくれる事は間違いないらうという話もありました。それでまあ、私もその話を聞きましたので、ええ、一応年度末という事になってます。ただあのう、私も本人に直接ではありません、中へ入ちゅう人がおります。その人に言うてですね、こうこう言いゆうけんど、もう金を年度末と書いちゃうけんど年内に払うちやれというような事を言いました。そしたら、息子さんと、ええ、はっきり言うちよきます。■■■■君と言うて■■■■という組織の代表ですが、その人の家へ■■■■君はあのニラと一緒に作りに行きよったがですよ。ところが、■■■■君が僕は自分でやりたいき、ハウスがないらうかという事で、たまたまこのハウスを探してですね、その■■■■君が自分で耕作をしたいという事でその法人から離れて独自にやりたいと、単独でやりたいという事で始めたがです。ところが、ほんで■■■■にですね、私がこうこう言いゆう、お金の事をぎっちり言う、もう払うちやれと言うたら、まあ年度末という事になっちゅうけれども年末に払いに■■■■の息子さんと■■■■君と本人が本人の家へ行って直接お金を払うて来ました。なかなか受け取るのに時間がかかったらしいです。がところが、あくる日戻しに来た。■■■■のところへ。お金を戻しに来た。それから2、3日かどうか、私も日数がわからんけど、今度は■■■■と私とが、もう直接家へ行って話をしながらですね、なかなかお金を受け取らん。それがけんどもあ受け取ってくれました。けれどもですね、またそれを戻しに来た。これ戻しに来てもそりゃあいかんき、結局、その後は知りませんが、ええ、供託金で供託してます。33万円を。一応払うてありますよ、ほんであのう、払う意思ももちろんあるし、払ってありますよという事で、後で受け取っちゃあせんとか言われる事を言うたらですね、また、問題になるんで供託しちよけと供託してます。■■■■君も弁護士さん、どこのどういう弁護士さんか知りませんが、弁護士さんに話をしたらそりゃあ供託しちよく方が1番えいらうという事です。あ、ほんで、■■■■さんに話が、お金の話が、1回、■■■■さんの友達が入院をして「ちょっとお金が欲しいき、あの金をくれ」いうふうな事を言いましたと、「ほな供託しちゅうき、いつでも取って行って下さい」と「もろうて行って下さい、結構です」と言うたけんど、その供託したお金を取っていつてるか、受け取ちゅうか受け取ってないかはわかりません。現在はそういう状況です。お金については。

事務局

それについてですけど、あのう、実際その時にお金が必要となったという事で引きに行ったという事を事務局には、あのう、申請の時にはおっしゃってました。

議 長

ほな受け取ちゅうって事やね。

事務局

受け取ってると思います。はい。

委員(3番)

それとですね。あのう、こりゃあ、資料の6の4のところの法第18条第1項の許可対象という事で、まあ、こりゃあ、県知事ですね、最終的に県知事という事になっておりますが、そのう、下の(1)で法第18条第2項第1号の判断基準というのがあって下へずっと書いちよりますが、あのう、香美市の農業委員会で判断する基準、いわゆる基準ですね、それは例えば賃借人の、借賃の滞納、無断転用、先程言われたずっとありますね、これに当てはまるかどうか

かで判断するという事であってこれにはまらん場合には、こりゃあもう一方的という事で、ええまあ、審議する場合にですね、審議の対象外という事になるというふうになると思いますが、あのう、ま、農業委員会の方で事務局で今、あのう、いろいろまあ、前の段も書いておりますので、これらから判断してどれへ当てはまるというふうに、あのう、受け取っております。

事務局

例えばこの中でですね、まあ、当たるとしたらこの貸貸人に対する不法行為に当たる可能性がある。この■■■さんて方は、ま、よく盗られた、盗られたとおっしゃってましたので、ま、窃盗にあたれば対象になるかもしれませんねという事を何度も説明してましたので。

委員(3番)

それはしかし、あのう、真偽というのは、あのう、かちつとした証拠も何もないので判断基準には当て嵌まらんという事にもなりますわね。それが例え、1人が貸人がですね、そういうな事を言うても、前にも書いちゃったけど、借人と貸人が全く違う事を言うておるわけですので、それは、農業委員会としては、確実な判断という事には当て嵌まらんという事になりますね。じゃあないでしょうか。それとまあ、それは皆さんがこう意見を出してもろうていいわけですけど、それとですね、その借受人がですね、もうこんなこと言うんじゃないらもういっその事、あのう、自分ももう解消してもいいですよという事をそういう事を言っていないですか。

事務局

はい、言っていないです。

委員(3番)

言っていないです。そりゃあ最初に、あのう、約束した通り、今からも続いて借るという事で、あのう、一方的に貸人が、あのう、不当な事を言う事であってよね、自分は何ら不当な行為はしていないという事で今からも続けてやっていると、最終的には、そりゃ裁判までいくにしてもよね、そういう事はやると借ると、借り続ける20年間というような事でずっと続いてきておるわけですね。あの借人は、口には一切もうこの際もう止めますとかいうような事言っていないという事ですね。

事務局

そうですね、ま、あのう、条件なしには、ただその、ここハウスをですね、作を作るように費用をだいぶお金を入れてますので、ま、その話が出たら、また、あのう、和解ではないですけど、話が出来ていくかも知れませんが、何もない状態で、はい返しますっていうことはないですという事です。

委員(3番)

そういうことになれば、なかなか両者の仲へきて、もう裁判の、まあいうたら農業委員会が調停もできんわけですので、そんなことをもできんわけですが、ここですね、それを、あのう、どっちにしますかという事をの、採決するにしても、これはなかなか難しいじゃないでしょうかと自分は思いますけど、どっちでも、あのう、手を挙げれんという事になると思いますが、非常に苦しい判断じゃないでしょうか。どうでしょう。まあ皆さんに聞いて下さい。

議長

はい。

委員(16番)

構いませんかね、構いませんかね。その貸手の方が、これを返してくれえという事ですが、その後の私は戻ったらこうするという文書が全然ないですわね、ほんで放棄的な事も考え、今までの感じを持つと考えられる、委員会としてはそっちの方が、もっとかえって心配じゃないかと思えますけどね。そりゃ、あのう、本人なので返して貰ったらこういう作をして、あのう、何やらすると後々自分で作るという事があればまた、判断かと思えますけどそれが文書にないという事でそっちの方が心配かと思えますが、以上です。

- 事務局 　　ま、申請書においても、次どうするっていうのは記載もなく、本人からも聞いてはいたくないです。とにかく、返して欲しい。
- 委員(16番) 　　けどそっちが心配。
- 議長 　　本人は、耕作する意欲はもうない。
- 委員(16番) 　　息子さんじゃないといかんわけよね。親父さんは年金貰いよったら、できんという事だね。
- 議長 　　いやいや、あの入年金じゃない事は一切考えちゃあせんがやきよ、貰えるか貰えんじやいうのは、ほんで本人がね、あのう、自分で、まああのう、仕事をするというか、そういう事は出来ますよという謳いはしちゆうがよ、まけど、今までの過去の、そのう、貸すまでのハウスの現状を見るとそういうふうには、まああのう、見た事のない人は、ほらあ、言えんろうけど、周辺の、まあ、山田の地区の人なんかはある程度は、あの人に仮に作れと言うてもちよっと無理じゃないですかという判断は、まあ、私はします。
- 委員(16番) 　　まあ、話からもそうじゃないろうかと思って、他の委員も思うと思いますね。
- 議長 　　たださっき、公文さんが言われたようにですね、ここでいう委員会で、あのう、どうする、この問題については賛否を聞くというふうな事になってもなかなかあのう、判断しにくいよね。まあ、私としてはこれはもう議会、あのう、その委員会へかかるようなもんじゃないという判断をし、例えば裁判でもして裁判の判例が出たら、そりゃあ20年の取り消しはいた仕方ないですねという事にせんとよ、そりゃあもう、あの人が借りちゆう人が作りやあせんとかいう事であればそりゃあ仕方がない、あのう、解約になってもいた仕方ないかもわからんけれども、ま、もう皆さん方がよければ見に行ってもろうてですね、今のハウスの状況なんか見たらきちっと作りゆうよと判断すればよ、ううん、ま、それ契約は契約ですのでね、20年間は、一方的に返してって言うのであれば、やっぱりこの6-4に書きちゆうような、例えばの後の項目がですね、え、どれでもひとつこう当て嵌まればそりゃあ、検討せなあいかんけれども委員会としては妙に検討するそんな問題やないろうかと、はい、公文くん。
- 委員(3番) 　　今、門脇委員が言った事を僕もちよっと気になっておりましたけど、その本当によね、貸人が戻してくれと戻したら自分はどうかしてどういう物を作ってどう耕作しますというような事を、ちゃんとした、あの何があるんじゃないかな、それはねえいいと思うのですけど、そういう気持ちじゃないと思うのです。実際、もう何て言うたろう、もう他のところへなんかこう持って行ってよね、全く違う方向へもって行っていろいろ、あのう、理由付けをして言っておると目的は全然違うと思うのですよ。それで、あのう、ちよっとこれはね、われわれの判断は出来んと思う。貸す方にそういうようなちゃんとした、あのう、目的があるんじゃないかな、もう、してもろうてどうゆうふうで耕作自分がしますというような事があればそりゃあ、ある程度よね、そういう事事も意向も踏まえて判断したらえいと思いますけど、それは全くないというふうには言わざるおえんというふうには私は判断します。
- 議長 　　ま、初めての事ですので非常に、まあ、私としても非常に困ちゆうがです。
- 委員(16番) 　　今までも売買とかいろいろな事で解約とか出てきた事あらあね。けど、今も言うように、その売買するわけでもなし、自分で作るという意思もない、出てきてないという事はそう。

議長

ま、けど本人が作る意思というのはあるかもわかりません。ただ、けど、意思だけであって、今までの言動からみると果たして実際できるかなという判断をするのは、知らん人はわからんきね。けんどもあ地元の委員さん、ま、私も含めてやっぱりそれは無理やないかなあ。

委員(16番)

この言い分として、その下の端にこうこうするという文章があれば、まだその、あっそうかと思えるけど今の形であれば先程、公文さんが言いゆうように判断材料がないわね。

委員(9番)

ちょっとかまん。

議長

はい、村田委員。

委員(9番)

この件、私も■■■■さんから幾度か相談を受けまして、ま、■■■■さんの話によりますと、その1番気になっちゆうがは、このビニールハウスの中にあつたワイヤーを切られて、スコップも壊されてビニペットのレールを他のハウスに持って行って使うちゆう。それを盗られた。まあ、あの、仲に入っている■■■■君に聞いてみるとビニペットのレールは他へは持って行ってない、そこ、あの、下の段へ使うて他へは持って行ってない。

議長

移動しちゆうのよね。

委員(9番)

なんぼ説明しちやっても、もう■■■■さん分かってくれませんので。けんども■■■■さんが言うのには、もう■■■■君が、おらのハウスの中でニラを作りゆうがを見るも嫌や、もう絶対返して欲しいという事も言ってます。ま、ほんで次長がちょっとあの新聞沙汰になった件、そこも■■■■さんは酒を飲んでちょっと刃物を持ち出して来るかもわからんというふうな話も、その■■■■さんの若い時からの友達がそういう話を私にも何回もしてくれるがです。ほんで、委員会も酒飲んできたらちょっと気をつけちよれよと。ほんで、ううん、■■■■さんがもう■■■■の顔を見るも嫌やき1回返して欲しいとは言ってます。けど■■■■君もこのハウスに何百万かお金をかけて、つぎ込んでニラが出来るような状態にして今、あのきれいな栽培が出来てますので、そりゃあ■■■■君もよう返さんと思しますので、まあ、20年間は作りたい、作りたいがですけど■■■■さんが、あと酒飲んでどういうふうにてでくるかはわかりませんけど、もう何回も警察沙汰にはなっております。まあそういう。

議長

そのところはようわかるがです、わかるけれども農業委員からみたら、これを返しちやれと今まで通り作らしちやれとかいう判断はなかなか難しいね。私はかえって裁判にでもしてもらって白黒つけてもらいたいと。それから後の事で裁判の例によってですね、農業委員会がこれは返すべき、返す必要性がないべきなどという判断をせなあいかなのじゃないろうか、ゆうふうには思います。ただ誰が考えても私は、あのう、今の状況を見れば返せと言うて言う方が若干おかしくないかなと思いはします。これは私が一方的に言うたらいかんけど。

委員(9番)

おかしいです。

議長

言われんと思うが。私が言われんと思うが、委員の皆さんが言う事になったらなんぼ言うてもかまんけんども。

委員(9番)

返せ、返せって言うのはおかしいです。

- 委員(16番) ハウスを修理したものの保障なってくるろうきね。
- 委員(14番) いや、やるにあたってよね。
- 委員(16番) うん、けんどそりゃあ、どっかでやるろうき、また、それくらい会長が言いゆう形の中の委員会としては、結論じゃないろうかと思えますけどね。まあ、裁判等で白黒つけてくれた後の判断よね。そうじゃないとそれこそ、裁判官でもないし、裁判所でもないし、これをどうするかは。
- 議長 なかなか難しい問題で。
- 委員(16番) 難しい問題で。
- 議長 みんな、あの、気持ちとしてはよ、私は返す必要性がないんじゃないかという思いはあると思います。ただ、それをですねえ、はっきりうちの委員会がそう言った、言うべきかなと、さっき言うたみたいに。裁判官でもないのによねえ、そこまで判断できるかよ。
- 委員(10番) 委員長、言うてこられるで。
- 議長 言われても、そこなところも難しいと思うがです。課長どう思うで。
- 委員(16番) 課長、課長に振った。
- 委員(12番) けど、後々、農業委員会もそりゃあ、どっちにせよ言うてこられるんですよ。また多分、普通の人ではないですよ。
- 議長 はい、どうぞ、公文さん。
- 委員(3番) この件を、ここで何とか何とかする事に対しての、その農業委員会の事務局へまたね、迷惑かかると思うんですよ。
- 委員(12番) 絶対それはあると思います。
- 委員(3番) けれど、その議案が出てきてる以上はよね。この議案を、どういうふうに取り扱うかという事を先にしていた方がえいと思う。もうそうせざるをえんと思うのです。ここで相手方、貸し方、借り方のことのいろいろ話をしてよね、想像して、どんになる、こんになる言うてそれを話し合っても、結局はこの議案をどうするかという事になってきますので。今出来ることをですね、議案を。
- 議長 けど、出来ることはよね、はっきり言うてよ、我々が中立的な立場に立たないあいかなとなったらこれを決めるわけにはいかんと思う。それやったら、まあ極端な話、裁判でも起こして裁判の方で決着をつけてくれえと、それからの我々判断に委ねたいという思いを向こうに伝えるというのが一番よいろうかと思う。
- 委員(3番) それであのう、この議案をどうするかという事を、まあ、言いよります。
- 議長 ようはここでは判断は出来ませんという事にせんとよね。
- 委員(3番) それを、それは出来ます、ここで。

議 長 　　そういう結論はかまんかえ。うちへ出てきちゅう申請をね。

委員(3番) 　　否決するとかどうゆうとか事したらね、そりゃあまた。

議 長 　　可決も否決もしとうないがやお。

委員(3番) 　　そりゃあ絶対、事務局へまた迷惑かかってくるで。

議 長 　　でもそれやったら、どういう、後、これからの事どうしたらえいかなとね

委員(3番) 　　ほんで、その出来る範囲を今、穩便に、穩便と言うたらおかしいおかしいですけんど、この議案をね、あのうまあ、先送りするような形になってくる訳です。そういう事を、こりゃあ、申請したのはけんど、あのう、行政書士か。

事務局 　　そうです。

委員(3番) 　　なんかあれですよ。

事務局 　　で、ま、今後の流れとして、この委員会の決定は許可ではないので、ま、今後の流れとしましては、あの、まずはあの、これを県に、あくまで香美市の委員会は意見書を作るだけのあれですので、ま、意見書をどう作るかによるんですけど、県に、これは香美市が却下はできないので、ま、意見書を付けてですね、県には進達しますんで、県がですね、農業会議にこれを諮問しないといけなくなります。で、諮問してその結果待ち、農業会議の意見を受けて県が最終判断する。そこでまあ、あのう、香美市の件が却下というようなですね、意見内容書ければそれを書いてそれを採択されれば県が却下の、まあ、ええ、却下というものを出す、そこで内容を勘案してですね、許可、許可判断するかもしれません。

議 長 　　けんど、うちとしては、却下という結論は出したくないという事でよね、うちでは、あのう、継続主義というか、県のほうにそれを出さなあいかんやったら、うちでは結論は出ませんでしたとか、というような事で県に送ると、ほんで、それでいかん香美市がちゃんと結論を出せという事になって県からくればですね、結局、さっき言ったように、裁判にでもして裁判で決着つけてもらってからうちが受けますという事にせなあいかん。

委員(10番) 　　せなあいかん。

委員(3番) 　　行政書士から出てきておるという事やったら、行政書士にきちっとした事を向こうへ、農業委員会として回答せなあいかん訳ですのでね、どういう経過を報告せんといかんと思う。それをした場合よね、本人から行政書士、まあどっちからか、その事をどうしてこうなったかを聞くとお思いますので、そうした時に農業委員会の方へ農業委員会がこういうような事になったから、結果的にいかんようになったというような事がおそらく出てくると思うので、そういう事がないように。

議 長 　　そういう事を言うて来られるがです。また。

委員(3番) 　　ええ、それをね、あんまりね、直に分らんような形でそれでやっついかん、あのう、事務局が一番困ると思います。

議 長 　　一番最初の経緯は、本人が行政書士のところへ行きました。こうこうで解約

をしたいんで、まあそのう、書いてくれと文書を書いてくれという事で行きました。3万5千円くれと言いましたと。ほんならそんなものに銭払えんという事で農業委員会へ来たんですよ。委員会へ来て西村君に「おんしが書け」と「書いてくれえ」というようなことでやり取りをしようとしたところが、あの新聞に出たような事件に発覚したんです。それからその後、行政書士も、もう来んだろうと思ってましたと、ほんならまた来て書いてくれえという事で行政書士が書いたらしいです。私もその人に会いに行きました。会いに行ったらですね、向こうからの一方的な言い方だけで文書を書いちゃうという言い方です。行政書士としたら、私も知りませんけど、書く以上は、これがまともな普通の書き方というか、おまんそんなこと言うたちいかんぜ、これは通用せんぜよというふうな事を言うてですね、書いたんじゃあないがです。向こうが一方的に言う事だけ書いてよね、やっちゃうという事ですので、そりゃあ私から言う行政書士のあんまりえい仕事はしちやあせんねやと、それやったら誰でもかけますよね。一方的な事を書くやったら。けんどうやっぱり行政書士になればよ、ある程度は、世間一般、普通ではそりゃあそんな事言うたち、いきませんよとかいう事のニュアンスも入れてよね書かなあいかんじゃあないかよと思うけんどう、そういうて言われましたんで、そうですかという事で、まああの、出てきた文書はそのままここに載ってますけんどう、そういう事です。ほんでま、あのう、県のほうに、これを香美市の農業委員会としてはですね、結論はよう出してません、いう事でま、あのう、最終的にどうしても書かなあいかんやったら、裁判でも起こしてもらってその判例に従って、農業委員会が対応したいという事でも書いてですね、県の方に報告から他にないがなど、その間については、うちとしては継続で見守りたいというふうな意見を付して出したらどうかなという思いです。そういう事でかまいませんか。事務局はかまなか。事務局が一番大変ぞ。

事務局

この内容でちょっと意見で、まあ、県が受けていただけたら、それは進みますが、まあやっぱり、地元の農業委員会の判断をと言われるれば、あのう、ま、継続でもし来月またちょっと挙げらしていただくか、ちょっと話をさせて頂くかもしれません。

議長

まあけんどう、県の結果が出てきてからよね。

事務局

結果というか、まあそのう、はい、意見が。

議長

今月内に、県がまだ返答ようせんかったら、そりゃあ、うちも返答しようがないきね。

委員(16番)

はい、継続でいこう。

議長

そういう事ですね、ええ、議案第4号につきましては継続審査という事で、今日の内容を、一応、県の方に挙げるという事で構いませんかね。はい、すいません。そういう事をお願いをしたいです。ええ、初めてのことでして、なかなかどういうふうに対応をしたらえいか、ちょっとわかりませんが、県へ行けばひよつと他の市町村からこういう経過があつてですね、あのう、何かえいアドバイスを貰うかもわかりませんので、まあ、そういうふうにさせて頂きたいと思ひます。すいません、それは続きまして、ええ、議案第5号農地法18条第6項の解約通知報告についての説明をお願い致します。

事務局

農地法第18条第6項の解約通知報告について説明を致します。

1番、貸人、

、

借人、

申請地は土佐山田町山田字阿

弥陀寺のノ西1398番1、地目は田、面積は1,361㎡、成立日、解約日、引渡日ともに平成29年3月27日、解約理由は借り手の変更です。

以上です。

議長 はい、ええっと、説明がありましたが、この点につきまして何かご質問があれば受けたいと思いますが、格段なければ、報告案件ですので報告のみとさせて頂きますが、構いませんかね。はい、ええ、続きまして、ええ、第6号農地法第4条の届出報告についての説明をお願い致します。

事務局 報告第6号農地法第4条届出報告について説明します
申請者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町字宗目殿丸405番1、地目は田、面積は375㎡、外4筆、計5筆で合計1,726㎡、転用目的は、鉄骨造3階建、建築延べ面積は1,254.12㎡、区域区分は市街化。開発行為は必要。資料は7で調査員は事務局西村です。以上です。

議長 はい、ええと、説明が終わりましたが、この件につきましても市街区域内に、まあ、建物を建てるという事の場合です。皆さん方より、ただ今より、質問を請けたまわりたいと思いますが、何か質問はございませんか。場所は、あけぼの保育園のすぐ東側。この南の一筆はもうずっとマンション、アパートが建っています。

事務局 同じ方の。

議長 同じ方の。格段ありませんか。

— 質 疑 な し —

議長 はい、無いようですので、この件につきましては、報告案件ですので報告のみとさせて頂きます。ええ、続きまして、議案第7号農地法第5条による届出の報告について説明をお願いします。

事務局 報告第7号農地法第5条届出報告について説明します。
1番、譲渡人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、譲受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町秦山町1丁目79番、地目は田、面積は343.8㎡、転用目的は住宅1棟、権利の種類は所有権移転売買、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は8で調査員は事務局西村です。
以上です。

議長 はい、以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行います。ええ、質問はありませんか。

— 質 疑 な し —

議長 ここも市街化区域の中で、ええ、家を建設するという案件です。格段ないようですので、この件につきましても、報告案件ですので報告のみとさせて頂きます。ええ、続きまして、議案第8号香美市農用地利用集積計画の諮問案件ですのでこれについて説明お願い致します。

事務局 諮問第8号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について説明します。前回から諮問については、もう読み上げを止めておりますので説明の方に移りたいと思います。まず、あのう、ページ8、9、10につきましては、ええ、

農業公社に出す中間管理事業によるものになります。1番2番3番4番5番、1から5につきましては農業公社に貸した後にですね、[]さんに貸す予定になっております。この5件まとめてという事になります。6、7、8、9、10、11、12と後半部分はですね、農業公社に貸した後、[]に貸す予定になっております。1から5につきましては、無償で、6から12につきましては10a当り、32,000円、期間につきましては基本的に10年ですが、まあ、1件、5件が、ああ、5年がある内容となっております。続きまして、ページ11ですが、こちらは通常の強化促進法による利用権設定になっております。1番、2番については、借受人は同一人物の[]さんとなっております。一つは再設定で一つは新規の設定になっておってニラを作る予定です。3番につきましては、あのう、議案5号で解約報告のあった農地になります。[]さんからですね、借受人変更という事で、[]さんという方に変更するという事で、利用権設定の申請が出ております。ええ、この案件はですね、いずれも農業安定基盤強化促進法第18条、第3条の各条件を満たしていると考えます。以上です。

議長 はい。以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思います。皆様方、何かご意見はありませんかね。

委員(16番) すいません。

議長 はい。

委員(16番) ちょっと教えて欲しいんですけど。

議長 はい。

委員(16番) 農業公社というのと個人の契約という形ですが、これはどういう事で公社の方にいっぺん行って貸すのか。

事務局 あのう、借りのメリットとかいう事で借り手のですね、ま、それは農政事業の方なんですけど、借り手のメリットがあるという事で、何らかの事業を使うためにですね、ちょっとそこ聞いてないですが、公社の方が主導、主導とかあっせんしてですね、公社へまとめて貸すと、貸し手のメリットとしましたら、公社を通じることによって10年でしたら10年、途中でその借り手さんがですね、もし返しても次誰かを見つけないといけなくなってですね、ま、貸し手としては、通常の利用権で返ってきた時を考えるよりは、まあちょっと、そのまあ、公社が探してくれるという事でメリットがあるという事を聞いてます。

委員(16番) これで個人的にも借れる訳、この公社通じて。有限会社とかそういうほら。

事務局 あ、個人的にも、法人とは限りません。

委員(16番) それを通じて。

事務局 はい、ま、認定農業者程度というのは決まっておりますけど、一定の農業者でしたら公社を通じて借りれます。

委員(8番) それと借り手がね、あのう、貸借金をよう払わんなった場合、公社が立て替えてくれるという話です。

委員(16番) 立て替えるだけやお。

委員(8番) 立て替えるだけ。

議 長 ま、けど、立て替えてくれたら貰えんじゃいう事はないわね。

委員(8番) 貰えん事はない。

委員(16番) そっちはね。

議 長 そこよ、そこよ、メリットは。ただあのう、公社を通じる前にはですね、このう、どういうたらえいかな、農業委員会は昔、委員会でこういう貸借権の設定しよったがですよ。ただあのう、公社を通じてやるやらんについてもですね、その前段にはやっぱり、あのう、貸したい人は、借り手の顔が見えんと誰が借りやらからんという、うんと不安があつてですね、公社を通じたくないとかいう話があつたがですけれど、まあもう、今はそんなこと言っちゃあおれんなつたがよ、借る人が段々少なくなつてきたんよ。で、今回は、まとめてこういうふうな数字が来たのは、やっぱり、ある程度公社も自分ところで手元に持ちよつたがよね、それをまあ何年かまとめて出してきたがやと思うけれど、今までこんなほら、数多い数字を出したつて事はありませんので、あのう、それともう一つは、やっぱり、もう既に耕作放棄にしちよつたところを借りたわけじゃなくて、君ともう既に契約して作りゆう人のですね、公社を通じてやつた方が何らかのメリットがあるんやないろうかと思つて、まあ、公社を通じたんじやないろうかという判断もしてます。

委員(16番) この、これはもう公社を、個人というか、その借りた人は今度出てこん、もう名前は。もう公社で止まる。公社から今度貸す、貸す資料は出てこん。

事務局 次はですね、ええと、県の告示になるので香美市農業委員会には出てきません。

委員(16番) 出てこんずつ。もう。

事務局 これで次で。

委員(16番) 結局、言葉では言うたけれど顔は見れなあね。その借りちゆう人の。

議 長 それはもう言える、言うてもおれる状態じゃないがよ。借り手がおらんつたきよね。誰にでも作ってもらう人を県のほうで探してもうろうて作ってもらいたいという希望になつてきた訳よね、段々。

推進委員(10番) すみません。

議 長 ちよつと待つて、西村君どうぞ。

委員(14番) これはほんでと、この1番から5番までは、この人が借りると言うたわね。それをほいたら僕らは農業公社から新たに借り手を分かちゆうろうきよね。これは僕らが聞いて後で聞いちよくというがは、後でほら結局、自分らその地域にそれが出てきたらよね、後々問題がないようによね、借りた人の名前をよね、僕らが把握しちよかんとよね、「あらつ、農業委員は知らざつたかよ」じゃ

- 議 長 困るきよね。それは後で次長か僕、教えてくれるっていう事はできる。
うん、まあさっき言うたように、5番までは■■■■君が作ると分かる範囲ではよね。
- 委員(14番) 名前と電話番号位までは聞いちゃけるといふ。
- 議 長 それはもう聞いてもろうたら分かるようにはします。ここでは言いません。そこまでの守秘義務はないと思うけれども、一応、委員としてはよね。誰が作りに来るかばあは、把握しちよかなあいかんろうと思います。
- 委員(14番) 実際今まで、その、今、作りゆうわけよね。その人じゃおと思うけど、いろいろ近所の者に言われちゆうわけよ。水管理の問題とかいろいろあるわけよ。やっぱりこの名前を聞いて把握しちよかんとよね、地元の者に言われてもおんしゃあ知らんかと言われても困るしよね。
- 議 長 この周辺では、あのう、例えば、田役等について、自分が出て行ってせなあいかんとか、そういう事があればよね、やっぱり、そのう、作ってくれる人については、田役にも出て下さいよというふうな事は、連絡をせなあいかんのそれは必要性がある訳よね。田役のないところは、お金で済むところはそれで構まんかもわかりません。誰が出す出さんについては、構まんかもわかりません。実際、人力でその皆が助けおうてやらなあいかんところは、出てきてもらわざったら田役はもうできんというふうなところもあると思うんで、そりゃあ、やっぱり、この土地のこの土地を借りた人は、田役があるので田役はちゃんとして下さいねという事は委員としては農業委員としてはやっぱり、それは把握しとくべきだと思います。
- 委員(14番) いや、年2回、うちの辺で緑の会いうて、明治緑の会いうて、圃場整備したやつのを作っていろいろ作業しゆうですが、その関係で年2回、そのう、あたって作りゆう人なんかも生姜屋、生姜の人なんかとか、いろいろあたって作りゆう人なんかを呼んで、話し合いというか、会をしゆうわけですわ。その関係で結局、そのう、こういう何が、まあ、呼んで、もうちょい管理をこうしてくれとか言うて、いろいろこう要望を出いたりせんといかんわけで、ほんで、その関係で名前を、こう名前と住所と電話番号までは知りたいと思うてね。
- 議 長 ただそこはね、地主さんに、そのう、そういう事をする必要性を求めちゆうのか、借り主さんに求めちゆうかによってよね、違ごうてくると思うがですよ。ほんでまあ、極端な話、地主さん、地を土地を持ちゆう人に連絡をしてよね、その人が貸しちゆう人によね、連絡をしてもらってそういう会合には出てきたり、田役の時には出てきてもらおうとかいうふな事もやり方もあると思いますので、やっぱり、必要であればそれは、あのう、伝えんというわけにはいかないので、うちの委員会としては、もし、ええ、借りちゆう人に、出役に出てきてもらわなかんかったら、連絡できるような形を取らなあいかん。
- 推進委員(10番) 大体同じような事を聞いたかったですけど、この、貸す人、公社が中へ入って、今度は、もう貸した人は、第三者へ貸した事を、私は知りませんと言うことはないですわね。
- 委員(8番) ない。ええとね、公社わね、あの借り手を構えん限りわね、契約せんき。
- 推進委員(10番) いや、これねえ、橋川野は今まで、あのう、これ、出てきてなかったわ。個人で契約、あのう、しよったけど、今度、これが公社に貸してあるから中へ1人入りましたきね、公社が、ほんで。

委員(8番) 会社がよね、会社に言うてこられた土地をね、まず、借り手を先に捜すが、借り手を探して初めて会社がそれで契約をするがやきよね、それまではね公社、絶対契約せん。

委員(16番) 後、後のことやろ。

委員(8番) ああ、後。

委員(16番) 契約をしてからの。

推進委員(10番) 多分、これは [REDACTED] じゃ、あの、あれ、同じように5年間、多分、あそこが作ると思うけど、今度はそこ言うても、うちは知りませんよと言われた時にほら、もうえいかげんなところやき、もう心配するわけよ。また、今度はこうやって、公社が中へ入って、ほんでそこと契約しちゅうでって言うて話を、また、これもせなあいかんわけよ。いちいち言わないかんきね。

議長 けど、その難しい人はよね、あんまり、その無頓着な人はよ、極端な話、わしゃあおまんに借りちゃあせんと、わしゃあ、県の公社から借りちゅうと、いうて言う、そういうことを言うかもわからん。

推進委員(10番) 貸した、貸す人が、私やあ、知らんで、公社に貸しちゅうきって言われたら困るというがよ。

議長 逆の場合もあるわけよ。わしゃあ、あの人に借りちゃあせんと地主に借りちゃあせんと、ほんで県に借りちゅうがやき、そういうて言われたらよね。

推進委員(10番) 今度どっちつかずになってくるわけよね。

議長 そうそう。

推進委員(10番) その辺りをちゃんと、どうしたらえいろうと思っただけが一番の私の心配。

議長 ま、その点についてもね、自分が十分に、また、あのう、何か聞く機会があったら聞いておきます。

推進委員(10番) はい、すみません。お願いします。

委員(16番) これも初めてのケースやろう。ここでは。

議長 ここでは、公社からの売買はあったけどよ。

委員(10番) 何回もあった。

事務局 大体1件とかの案件はよく、はい。

委員(10番) 売買が多かったろう。

事務局 売買も。

- 委員(16番) 売買はやりよったね。
委員(10番) これは貸し借り。
- 委員(16番) ほんで個人的なのは、審議を、個人個人の審議をして、地元の人があっこの人は、もう耕地がいっぱいあるき、それ貸したらいかんぞと判断はできるけど、公社の場合は、その判断はできなあね、もう。
- 委員(10番) できん。
- 委員(16番) 誰に貸しちゅうという事も、言葉では言うけど、その先の人が、あのう、あれはいかんぞと地元が思うちよつても公社通じちゅうき、公社が貸しちゅうきねもう。ま、そこのところも、ちよつと、もうちよつとこう話、話が出来るようにしちよかなあいかんじやないろうかね、後々の事がある。
- 議 長 ほんで、そういう事で、まあ、あの公社が借りちゅう土地であつてよね、第3者に、また貸しちよらあね、今日のような形で次に誰か貸しちよらあね。その時に、やっぱり、その土地が有効利用されやあせんときについては、公社の方にも、あのう、苦情を言えると思いますので、その点についてわかった範囲やったら農業委員会の方で、こういう会議の時に、ぜひ、出してもらえんと思います。そうしていかなと個人個人ではなかなか難しい事言うのに、公社とやったら意外と、まあ、アバウトにやりゆうねやというような判断をされると思いますので。
- 委員(16番) ちよつと心配やね。
- 委員(15番) まあ、今回は、ほとんどハウスになってしまうと思う。
- 議 長 ああ、その自然の恵みの分。あつそう、ふうん。
- 委員(15番) 全部じゃないかもしれんけど。
- 委員(13番) ■さん違うろうがえ。その分、そっくり。
- 議 長 あのう、すみませんが、そう言うことでお願いをしたいと思いますので、まあ、何か、あのう、不審な点とかいろいろあつたらですね、また、委員会のほうで会の時に、ぜひ、出して頂きたいと思います。ええ、この件につきましてご質問、後ありませんかね。他に、なければ採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- 異 疑 な し —
- 議 長 はい、それでは議案第8号農用地利用集積計画の諮問であります、原案について賛成の方の挙手をお願いします。
- 全 員 挙 手 ——
- 議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
ええ、続きまして、議案第9号 その他の件で出ておりますが、最後の端のページで、貸したいという件がですね、2名の方から何筆か出てきておりますのでその説明をお願いします。
- 事務局 はい、今回貸したいという件がでてきておりますので、ええ、説明致します。

1番は住所 [REDACTED]、氏名 [REDACTED]、土地の所在地は土佐山田町楠目字郷本142番、面積は280㎡、地目は畑、金額については相談に応じるので、外5筆、で計6筆で合計面積が2,360㎡となっています。資料は24です。

次2番が、住所、[REDACTED]、氏名は[REDACTED]、土地の所在地は香北町永瀬字クボノマエ226番、面積は475㎡、地目は田、外6筆で計7筆、合計2,386㎡で金額については相談に応じる、資料は25です。

以上です。

議長

はい、以上貸したい案件が出てきておりますけども、それぞれ楠目、そして永瀬、香北町永瀬の、まあ、地域担当と言ったらおかしいですけど関係する人、ぜひともまあ、借りたい人がおったら事務局の方でも台帳の作成をしますんで、借りたいという人がおったらですね、是非ご紹介を頂きたいと思えます。

あのう、そういう状況です。他に皆さん方から、何かご意見等あればお伺いできると思いますが、何かございませんかね。

委員(8番)

最終的にこれ借り手がなかったらもう中間管理機構へそのまま渡したらいいがですよ、最終的にね。

委員(9番)

放り投げした。

議長

これは中間管理機構へ行くか。

事務局

情報提供は致します。

委員(8番)

いや、これあのう、そのまま放棄地になったらよね、地主に今度税金が上がる。中間管理機構に1回相談したらよ、税金上がらんで済むきよ。

委員(5番)

それか農業公社が買ってくれりゃあええわねえ。永瀬らあ世話しちゃう。

議長

まああのう、公社があるところは公社に、どうしても請けてもらわなあいかん。公社に。永瀬はあるやいか、公社に請けてもろうたら。

委員(16番)

水はあるぜ。

議長

そのための公社やき。公社を立ち上げちゃうのはそのための公社やき。是非とも。ほら、全部永瀬やき。公社に請けてもらわないかん。

委員(5番)

担当者に場所も説明しちゃうと言うちよって。

議長

現場へ連れて行っちゃってくれる。

委員(5番)

連れて行っちゃう。

議長

ま、そういう事ですいません、よろしくお願ひ致します。ええと、他に何か、はいどうぞ。

事務局

はい、最近出た新規就農者というのは、ちょこちょこ出てきまして農地を探しに来られてます。その中で、比較的ホームページとかインターネット使われる方が多いので4月の末にですね、斡旋情報について、香美市のホームページに掲載しましたんで、先日配ったファイルと同じような内容ですので、もし、聞

かれたりしたら、ま、あのファイルを見せるよりは、ま、ホームページ見れる方やったら見て頂いたらという事と声かけて頂ければと思いますので。

議 長

それに今日の分がまた、追加されるがやね

事務局

そうです。順次追加していきます。

議 長

まああのう、借りたい人も結構こうやって出てくるがですけど、やっぱり、条件的な問題がいろいろあってですね、あのう、やっぱりまとまったところで構造改善されちゅうようなところが非常にありがたいがですけど、なかなかそういうところは出てきません。まあ、ちょうど課長も新しく課長になられてですね、ええ、先月、耕作放棄地があって隣から苦情が出ちゅう農地については、事務局公文君も初めてですので現場を見てもらいたいという思いがあって、私と次長と4人で、まあ、現場を回らさせて頂きました。まああのう、私としては強制代執行でもしてですね、あのう、強制的に草を刈ったり、耕運したりとかいう事をせなあいかん土地が段々増えてきます。ただ、中山間のその山手へ行ったら何ぼでもあると言われてもそこまではなかなかねえ、手が出ん、足が届かんところもあるか分かりませんが、まあ、条件的に非常にえいところの中で、そういうところが出ちゅうという事についてはですね、まあ、香美市の農業委員会何しゅうでと言われて兼ねないと思いますが、出来る限り、私も市長にもお願いをし、強制代執行してもですね、是非ともやらないかんとところもあると思います。まだやっぱり、地主さんの理解が得られない。ほんでこうこうやきよね、何とか何とか、ああ、木を切ってほしいというふうな事を言ってもですね、まあ、昔からの経緯があって、二人が拗れちゅうがですよ、隣の人同士が。あれをやってくれたら切っちゃおか、あれをやって元通りにしてくれたら、解消すらあやとかいうような事を言われますけど、迷惑をしゅうのは、やっぱり、迷惑をしゅうがですよ。ほんで、はっきり言うてみかんを植えちゅうと、みかんの木何本かあります、確かに、けんど、その間に鳥の糞で落とした雑木の木がブーンと太ちゅうがですよ。それだけでも切っちゃれやと、けど、それもいかんとねえ。それはね強制代執行でもいて切らないかんと。そうせんと何ぼでもそういうところが増えてくる。まあ、そういう方法をね、取りたいと思うけど全国でやった例がありませんと。今まで一箇所、青森県でね、確か青森県じゃと思うたけど、あの高知大学の先生、2回来てくれましたね。あの先生から聞いた話では、ええ、庭、庭木じゃとこれは庭木じゃき、そこで木を太らしゅうが。けれども強制代執行、いよいよ行く段階になった時に、奥さんが折れてもう切りなさいと言って切ったんで代執行にはならなかったという事ですが、まあ、私の知ちゅうところの、その木を切ってほしい区域では奥さんも難しい。まあほんで、今年はこれえね、蔦と言うか何か蔓みたいな物が、みかんへぼったり覆ってよ、もう、みかん取れる状態やない、たぶん。もう、みかん枯れやあせんろうか、けんどもう壁になちゅう、べったり。日はあたらんなちゅう。そんなところがあるので、何とかしたいと思うけど、本人と話してもらちがあかん。もう一箇所も草がいっぱいやけんど、もう仕事をする意欲がない。まあいうたら引きこもりみたいになってるんで、あんまりしつこく言うとか何かこう、何か事件が起こりそうな感じになるんでそれもようせんという、そんなところがあります。まあ一つ、皆様方の、また、お知恵を貸して頂きたいと思ってます。まああのう、木を切る専門の人もおりますんで切ってくれると思います。

ま、すいません。あのう、今日は以上で終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

ええと、次回についてご報告をお願いします。

事務局

今回は、6月1日で香北町です。

議長 | お疲れ様でした。ありがとうございました。

閉会 (15時01分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長

原 心 

署名人

村田正博 

署名人

泉石和彦 